



平成 18 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケイジャパン  
代 表 者 名 代表取締役社長 久保 敏志  
コード番号 7 6 0 8 (東証・大証 第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 川上 優  
TEL 06-6765-0670

U R L <http://www.sk-japan.co.jp>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 4 月 14 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 23 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1)平成 18 年 5 月 1 日に『「会社法(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)』(以下この変更の理由において「会社法等」という。)が施行されたことに伴い、定款の一部変更を以下のとおり行うものであります。

会社法等の施行の際、当社の定款には取締役会、監査役を置く旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するものであります。

会社法等の施行の際、当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するものであります。会社法等の施行に伴い、現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、施行の際当社の定款にはこれを置く旨の定めがあるとみなされたとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を追加するものであります。

(2)現行定款第 4 条に定める公告の方法を、日本経済新聞から電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができない措置を定めるものであります。

(3)株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主のみなさまに提供したものとみなす対応ができるようにし、コスト削減に資することができる旨の規定を新設するものであります。

(4)株主のみなさまの取締役の信を問う機会を増やすため取締役の任期を 1 年に短縮するため、所要の変更を行うものであります。

(5)定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

(6)旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(7)上記の変更に伴い、条数等につきましては所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 5 月 23 日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 5 月 23 日(火曜日)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、12,381,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 1. 当社の1単元の株式数は、100株とする。 2. 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 1. 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料については、法令または本定款の他、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 1. 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、12,381,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 1. 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利の行使をすることができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する手続き及び手数料については、法令または本定款の他、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、予め公告をして臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>第3章 株主総会  <b>第11条</b> (条文の記載省略)  (新設)</p>	<p>第3章 株主総会  <b>第13条</b> (現行定款第11条のとおり)  (定時株主総会の基準日)  <b>第14条</b> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p>
<p><b>第12条</b> (条文の記載省略)  (新設)</p>	<p><b>第15条</b> (現行定款第12条のとおり)  (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <b>第16条</b> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)  <b>第13条</b> (条文の記載省略)  2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)  <b>第17条</b> (現行定款第13条1.のとおり)  2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)  <b>第14条</b> 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。  2. <u>前項の株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)  <b>第18条</b> 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  2. <u>前項の株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会  <b>第15条</b> (条文の記載省略)  (取締役の選任方法)  <b>第16条</b> (条文の記載省略)  2. <u>取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  3. (条文の記載省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会  <b>第19条</b> (現行定款第15条のとおり)  (取締役の選任方法)  <b>第20条</b> (現行定款第16条1.のとおり)  2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  3. (現行定款第16条3.のとおり)</p>
<p>(取締役の任期)  <b>第17条</b> 1. <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2. <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期)  <b>第21条</b> 1. <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)  <b>第18条</b> 1. <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u>  2. <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)  <b>第22条</b> 1. <u>取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。</u>  2. <u>取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p><b>第19条</b>  ~ (条文の記載省略)  <b>第20条</b></p>	<p>(削除)  <b>第23条</b>  ~ (現行定款第19条、第20条のとおり)  <b>第24条</b></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>第 22 条 (条文の記載省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 23 条 (条文の記載省略)</p> <p>2. 監査役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 24 条 1. 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (条文の記載省略)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第 25 条 当社の営業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 26 条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(「中間配当」という)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 28 条 利益配当金または中間配当金は、支払開始の日から、満 3 年を経過しても受領なきときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>第 26 条 (現行定款第 22 条のとおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 27 条 (現行定款第 23 条 1. のとおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 28 条 1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行定款第 24 条 2. のとおり)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 29 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第 30 条 当社は、毎年 2 月末日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第 31 条 当社は、毎年 8 月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 32 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>